



福岡県医発第 1152 号 (地)

平成 27 年 7 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

春日市こども医療費支給制度の改正について

今般、春日市こども医療費支給制度について、平成 27 年 10 月 1 日より、入院に係るこども医療費補助の対象年齢を従来の「小学校 6 年生まで」から「中学校 3 年生まで」に拡大する旨、春日市より通知がありましたので会員各位へ周知方お願いいたします。

なお、

- 1) 義務教育就学前までのこども医療の対象者は従来の取扱いと変更ありません。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、春日市市民部国保年金課
(092-584-1111 (内線 1540)) までご照会ください。

記

1. 春日市こども医療費支給制度の改正点 (平成 27 年 10 月 1 日診療分から施行)
 - ・入院に係る支給対象年齢を「小学校 6 年生まで」から「中学校 3 年生まで」に拡大する
 - ・所得制限は 3 歳以上義務教育就学前と同じ (児童手当準拠)
 - ・自己負担額は 1 日 500 円の 20 日を限度として現物給付を行う

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

平成 27 年 7 月 15 日



各医師会通知

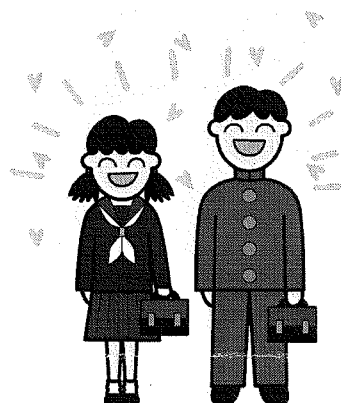
春日市こども医療費助成制度が変わります

平成 27 年 10 月から、こども医療費の

対象年齢を『小学校 6 年生まで』から

『中学校 3 年生まで』に、医療費助成

を拡大します。



変更内容 入院医療費の助成対象を、10月から中学校3年生までに拡大します。
ただし、下表のとおり自己負担および所得制限があります。

	3 歳未満	3 歳以上義務教育就学前まで	小学 1 年生から中学 3 年生まで
所得制限	なし	あり ※下表参照	あり ※下表参照
自己負担額	なし	通院 600 円／月（上限） 入院 500 円／日 （月 7 日限度） ※いずれも 1 医療機関ごと	通院 対象となりません 入院 500 円／日 （月 20 日限度） ※いずれも 1 医療機関ごと

所得制限限度額表

単位：万円

扶養親族等の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
所得制限限度額	622.0	660.0	698.0	736.0	774.0	812.0
収入額の目安	883.3	875.6	917.8	960.0	1002.1	1042.1

1. 扶養親族などの数が 1 人以上の場合の所得制限限度額は、622 万円に 1 人につき 38 万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額です。
 2. 「収入額」は、所得額に対してのおおよその目安であり、実際に適用されるのは「所得額」です。
- ※ 義務教育就学後において、重度障害者医療又はひとり親家庭等医療の対象となる方は、こども医療は適用されません。

★ ご注意ください ★

10 月以降に申請された場合、こども医療の資格取得日は申請月の初日となります。